

各都道府県消防防災主管部（局）長 殿

消防庁消防・救急課長
（ 公 印 省 略 ）

消防職員の厳正な服務規律の確保の徹底について

平素より、消防行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今般、消防本部の幹部職員等が、部下の職員に対して継続的にハラスメント行為を行ったとして懲戒等の処分を受ける事案が発生しました。

各都道府県消防防災主管部（局）長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対し、速やかに下記事項等について周知いただき、消防本部におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントなどのハラスメント等（消防に関連する不祥事を含む。以下「ハラスメント等」という。）に対する取組の徹底について、よろしくご指導いただきますようお願いいたします。

本通知は、消防組織法第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

1 事案の概要等

(1) 事案発生本部等

滋賀県高島市消防本部

(2) 非違行為の概要

消防本部の幹部職員等が、複数の部下の職員に対し、差別的発言、威圧的行動、事実の隠蔽、不適切発言等のハラスメントと認められる行為を行ったもの

(3) 事案の特筆すべき点

ア 複数の幹部職員等による非違行為の発生

同一消防本部内において、消防職員の服務規律を管理監督する立場にある幹部職員複数名が、非違行為に及んでおり、組織に対する信用を著しく失墜させたものと憂慮されること。

イ 多年に渡ってハラスメント行為が横行していたこと。

消防本部内でハラスメント行為が多年に渡って発生していながら、

首長部局による調査が開始されるまで発覚しなかった状況は、職場環境の悪化及び職員の士気低下等の弊害がもたらされたほか、組織に対する信用を著しく失墜させたものと憂慮されること。

- (4) 懲戒等の処分状況
別紙のとおり

2 留意事項

(1) 幹部職員の服務規律の徹底

幹部職員は、自己の置かれた立場を認識し、自らの言動が組織及び部下職員に与える影響を自覚し、自らの言動を厳しく律するとともに、自所属におけるハラスメント等への対策として必要な取組等を自ら考えるなど、率先垂範すること。

(2) ハラスメント等発生時の速やかな対処の徹底

各消防本部は、「消防本部におけるハラスメント等への対応策に関するワーキンググループの検討結果について（通知）」（平成29年7月4日付け消防消第171号消防庁次長通知）「第2-2 ハラスメント等通報制度の確立及びハラスメント相談窓口の設置」に記載された留意事項を参考とし、職員相互が不適切な言動をけん制しあえる良好な職場環境を構築するよう、ハラスメント等通報制度やハラスメント相談窓口の実効性を確保すること。また、必要に応じて市町村部局等と連携した取組を検討すること。

なお、消防職員の厳正な服務規律の確保及びハラスメント等への理解促進にあたっては、消防庁作成の資料が掲載された「ハラスメント等対応策に関する特設ページ」も参考とされたいこと。

《ハラスメント等対応策に関する特設ページURL》

[URL:https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/harassment/harassment001.html](https://www.fdma.go.jp/mission/enrichment/harassment/harassment001.html)

【担当】

消防庁消防・救急課 村上、田邊、松本、布施

電 話：03-5253-7522

E-mail：shokuin@soumu.go.jp

滋賀県 高島市消防本部において発生したハラスメントによる処分状況

所属	職名	年齢	性別	処分内容	事案の概要および処分理由
消防本部	部長級	50歳代	男性	懲戒処分：減給10分の1（1月間） 分限処分：降任（課長級）	令和2年4月以降、部下の職員に対し、差別的発言、威圧的行動、事実の隠蔽、不適切発言等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、就業環境を悪化させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するため懲戒処分を行った。 被処分者の降任によらなければ、組織運営および規律保持に支障が生じるため、分限処分を行った。
消防本部	次長級	50歳代	男性	懲戒処分：停職（6月間） 分限処分：降任（主監級）	平成23年以降、部下の職員に対し、指導と称した大声での叱責、罵声や暴言を吐く、威圧的行動、暴力行為、セクシャルハラスメント発言等のハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、心身に故障を生じさせ、就業環境を悪化させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するため懲戒処分を行った。 被処分者の降任によらなければ、組織運営および規律保持に支障が生じるため、分限処分を行った。
消防本部	次長級	50歳代	男性	指導上の処分：文書訓告	ハラスメント防止措置を講じるべき管理監督職でありながら、適切な措置を講じず、職場環境を悪化させた。 このことは地方公務員法第29条第1項第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に準ずるものである。
消防本部	課長級	50歳代	男性	懲戒処分：減給10分の1（1月間）	令和3年度において、部下の職員に対し、指導と称した大声での叱責、暴言等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、退職者を生じさせ、就業環境を悪化させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。
消防署	課長級	50歳代	男性	懲戒処分：減給10分の1（1月間）	平成30年4月から平成31年1月にかけて、部下の職員に対し、所属長とともに、指導と称した大声での叱責、書類を叩きつけるように置く、椅子を蹴るなどの暴力行為等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員に精神的苦痛を与え、心身に故障を生じさせ、就業環境を悪化させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。
消防署	主監級	50歳代	男性	懲戒処分：戒告	令和3年度から令和4年度中に、部下の職員や同僚の職員に対し、業務を滞らせるほどの意見交換や暴言等のパワーハラスメントと認められる行為を行い、部下の職員や同僚の職員に精神的苦痛を与え、就業環境を悪化させた。 このことは、地方公務員法第29条第1項第1号「関係法令等に違反した場合」および第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当する。